

判決年月日	平成28年9月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(ネ)10017号		

○ 発明の実施品が公用となったことにより，当該発明の新規性又は進歩性が欠如し，当該発明についての特許は特許無効審判により無効とされるべきものと認めた事例

(関連条文) 特許法29条1項，2項

(関連する権利番号等) 特許第5329608号

判 決 要 旨

本件は，発明の名称を「美顔器」とする本件特許についての本件特許権を有する控訴人が，被控訴人に対して，被控訴人の製造販売に係る被告製品は，本件発明の技術的範囲に属すると主張して，特許法100条1項及び2項に基づく被告製品の製造販売等の差止め等，並びに，不法行為（特許権侵害）に基づく損害賠償金，特許法65条1項に基づく補償金及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は，本件特許に係る発明は，先行文献に開示された技術から容易想到であって進歩性を欠き，本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるとして，控訴人の請求を棄却した。

本判決は，原出願特許の出願日前に行われた本件イベントに出品された本件小型器の展示態様，実演及び説明から，本件発明の新規性又は進歩性が欠如したといえりと判断し，控訴を棄却した。